

## [事案 2021-303] 新契約無効請求

・令和4年10月19日 和解成立

### <事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成27年4月に乗合代理店を通じて契約した収入保障保険について、以下等の理由により、契約を無効とし既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約に際し募集人から、契約の17年後には、既払込保険料に対する解約返戻金の割合（以下「解約返戻金率」）が95%前後になると設計書により説明を受けた。
- (2) 募集人から喫煙者かどうか聞かれたが、健康状態によって保険料率や解約返戻金率が変わることの説明はなかった。
- (3) 契約申込後、書類が郵送されてきたので、書類不備と思い記入して提出したが、その書類で保険料率が変更されたとの認識はなかった。また、募集人からも説明はなかった。
- (4) 令和3年5月頃、保険会社から送付された書類を見て解約返戻金率に疑問を持ち、募集人に電話で確認したところ、「95%前後だという記憶があります」と回答されたが、後日保険会社に確認したところ、本契約の最高解約返戻金率(契約期間中で最も高い解約返戻金率)は、17年経過した時点で80%前後であった。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約に際し、告知内容を踏まえ、特別条件承諾書兼申込内容変更承諾書（以下「承諾書」）の提出を郵送で求めたところ、申立人から提出されたため、保険料率を変更して契約が成立した。
- (2) 申立人は、承諾書の記載内容を理解し、保険料率が変更されることを承諾している。
- (3) 当時の資料は保管されておらず、募集人が申立人に示した設計書の中に、解約返戻金率が95%以上であるプランが存在したのか不明である。存在したとしても、募集人が誤説明を行ったことは確認できていない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時の事情等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、申込内容の引き受けができず内容変更が必要となる場合には、通常、比較書類を作成して説明するが、今回は、部下が事務手続を引き継いでいたため、申立人への改めての説明は行っていないと述べている。また、申立人が解約返戻金率の高い保険を希望していたこと等の意向を伝えておらず、部下は申立人に、承諾書を郵送するのみで、内容変更後の説明はしていないと思われる。

(2) 募集人には、契約締結または加入の判断をするために必要な情報を提供することが求められているが、変更後の内容が意向に合致しているか申立人自身が判断できるよう、変更後の解約返戻金率等を示す等の十分な説明をするか、部下に指示をしておく必要があった。